個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	消費生活相談カード	
行政機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民活動推進課	
個人情報ファイルの利用目的	消費者被害の救済・未然防止・拡大防止のための対策に利用する	
記録項目	1　氏名、2　住所、3　電話番号、4　年齢、5　性別、6　職業等、7　相談内容、8　処理結果	
記録範囲	相談者、契約者	
記録情報の収集方法	本人からの申告による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	１他の実施機関（都道府県、市町村） ２他の官公庁（消費者庁、国民生活センター）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）熊谷市総務部庶務課	
	（所在地）360-8601　熊谷市宮町二丁目４７番地１	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☑　法第６０条第２項第１号（電子処理ファイル）	□　法第６０条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	令第２０条第７項に該当するファイル　□有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名在地称及び所在地	-	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	規定なし	
備考		